

## 上海市、外資 R&D センターの設立奨励規定を公布

上海市商務委員会は 2025 年 11 月 26 日、《上海市外資 R&D センター設立奨励規定に関する通知》（滬商規〔2025〕第 4 号、以下、本通知）を公布しました。本通知は、2025 年 12 月 1 日より施行され、有効期間は 5 年となります。

本通知により、外資 R&D センター、グローバル R&D センター、外資オープンイノベーションプラットフォームの認定条件や申請書類等が更新されました（旧規定：滬府弁規〔2020〕第 15 号）。またグローバル R&D センターもしくは外資オープンイノベーションプラットフォームの認定取得した場合、上海市の多国籍企業地域本部発展資金規定（滬商規〔2025〕第 3 号）に基づく奨励金の申請も可能です。

本通知の原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://sww.sh.gov.cn/zwgkhsgwj/20251126/27e444121e364a71bc66598a036310bb.html>

<本通知の概要>

### 1. 外資 R&D センターの種類・定義

種類	定義
外資 R&D センター	<ul style="list-style-type: none"><li>外国投資家が設立し、自然科学および関連科学技術分野の研究開発・実験の発展（研究開発活動のための中間試験を含む）に従事する R&amp;D センター</li><li>研究内容は、基礎研究・応用研究・ハイテク研究など</li></ul>
グローバル R&D センター	<ul style="list-style-type: none"><li>独自の研究開発技術プラットフォームを有し、グローバル研究開発プロジェクトまたは特定事業部等のグローバル研究開発プロジェクトの重要な工程および大部分のプロセスを担う R&amp;D センター</li><li>グローバル研究開発プロジェクトの進捗と同期していること</li></ul>
外資オープンイノベーションプラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"><li>外資 R&amp;D センターのイノベーションモデル</li><li>設備施設や研究場所、専門指導の提供を通じて、その技術・人材・資金・データなどのリソースを活用することにより、中小企業やイノベーション団体とのプロジェクト提携を推進し、イノベーション協同を実現する R&amp;D センター</li></ul>

### 2. 認定条件および申請書類

対象	認定条件	申請書類
外資 R&D センター	<ul style="list-style-type: none"><li>上海市で合法的に設立した外商投資企業</li><li>国家および上海市の産業発展方向性に適合していること</li><li>明確な研究開発分野および具体的な研究開発プロジェクトを有し、固定の研究場所や科学的研究に必要な機器・設備や</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>法定代表者署名の申請書</li><li>株主会または董事会の決議資料</li></ul>

	その他必要な科学的研究の条件を有すること ・直近 3 年間の研究開発投資額が累計 200 万米ドル以上	・ 研究開発投資に関する特別監査資料
グローバル R&D センター	・ 外資 R&D センターの認定条件に合致すること ・ 親会社によりグローバルにおける最高レベルの R&D センターとして授権され、グローバル研究開発プロジェクトまたは特定事業部のグローバル研究開発プロジェクトを担うこと ・ 直近 3 年間の研究開発投資額が累計 2,000 万米ドル以上 ・ 専任の研究開発人員数が 50 人以上 ・ 申請企業の年間研究開発投資額が親会社のグローバルベース年間研究開発投資額に対して占める割合 10%以上 <sup>※1</sup>	・ 外資 R&D センターの申請書類 ・ 親会社の正式な権限者により署名されたグローバル R&D センターに関する授権文書
外資オープンイノベーション プラットフォーム	・ 総投資額が 200 万米ドル以上 ・ 1,000 m <sup>2</sup> 以上の面積の研究場所を有すること ・ 入居契約を締結した研究開発イノベーションプロジェクトが 10 件以上 ・ コンセプト実証（PoC）機能を有し、イノベーション協同に必要な設備施設および国際的な専門家指導を備えており、グローバルレベルの技術・人材などのリソースを有すること ・ 国家および上海市の産業発展方向性に適合していること	・ 外資 R&D センターの申請書類 ・ 研究場所の所有権証明書または賃貸契約書 ・ プラットフォームサービスプロジェクトの入居契約書原文

※1 研究開発投資額が年間 2,000 万米ドル超の場合は当該割合を 8%まで条件緩和、年間 1 億米ドル超の場合は 5%まで条件緩和可能。また、特定事業部がグローバル R&D センター認定を申請する場合、申請事業部の年間研究開発投資額が親会社の当該事業部のグローバルベース年間研究開発投資額に対して占める割合 20%以上であること

### 3. その他事項

申請方法	・ 上海市の「一網通弁（全国一体型オンライン政務サービスプラットフォーム）」を通じて申請 ・ 認定業務を行う政府担当部門は、申請書類の受領日より 5 営業日以内に認定可否を通知
資金援助	・ グローバル R&D センターと外資オープンイノベーションプラットフォームは、上海市の多国籍企業地域本部発展資金の管理弁法 <sup>※2</sup> に基づく奨励金の申請可能
動態評価	・ 上海市商務委員会は関連部門と共同して、認定済みの外資 R&D センター、グローバル R&D センターに対し動態評価を行い、条件に合致しなくなった場合は認定資格を取消

※2 具体的な内容については、SMBC (CHINA) NEWS No.25-15 ご参照

以上

## ご照会先

**上海本店**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心12階  
TEL : 86-(21)-3860-9000

**● 上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号  
建滔商業広場5号楼7階  
TEL : 86-(21)-2219-8000

**● 上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心13階T30室  
TEL : 86-(21)-3860-9000

**瀋陽支店**

瀋陽市瀋河区青年大街1号  
市府恒隆広場16階1606室  
TEL : 86-(24)-3128-7000

**北京支店**

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心  
北楼16階1601、1605-1606、  
1608、1615、1628-1629室  
TEL : 86-(10)-5920-4500

**天津支店**

天津市和平区南京路189号  
津匯広場2座12階  
TEL : 86-(22)-2330-6677

**蘇州支店**

蘇州市高新区獅山路28号  
蘇州高新国際商務広場12階  
TEL : 86-(512)-6606-6500

**● 蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園區  
蘇州大道西2号 国際大厦16楼  
TEL : 86-(512)-6288-5018

**● 常熟出張所**

常熟市高薪技術産業開発区  
東南大道33号 科創大厦8楼  
TEL : 86-(512)-5235-5553

**● 昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金  
財富広場1号楼601、605-608室  
TEL : 86-(512)-3687-0588

**杭州支店**

杭州市拱墅区武林街道延安路385号  
杭州嘉里中心2幢5階  
TEL : 86-(571)-2889-1111

**廣州支店**

广州市天河区珠江新城華夏路8号  
合景国際金融広場12階  
TEL : 86-(20)3819-1888

**深圳支店**

深圳市福田区中心四路1号  
嘉里建設広場2座23階  
TEL : 86-(755)-2383-0980

**重慶支店**

重慶市江北区慶雲路1号  
国金中心T1弁公樓20階单元1、15-18  
TEL : 86-(23)-8812-5300

**大連支店**

大連市西崗区中山路147号  
申賀大厦4楼-A室  
TEL : 86-(411)-3905-8500

## SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。



SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED